

2022年9月5日

内閣総理大臣 岸田文雄 様
経済安全保障担当大臣 高市早苗 様
復興大臣 秋葉賢也 様
経済産業大臣 西村康稔 様

〒151-0072 東京都渋谷区幡ヶ谷 1-23-14
日本同盟基督教団「教会と国家」委員会
委員長 本間羊一

岸田首相の靖国神社への玉串料奉納、及び閣僚の参拝に対する抗議声明

私ども日本同盟基督教団「教会と国家」委員会は、岸田文雄首相が2022年8月15日に靖国神社に玉串料を奉納し、また13日と15日に閣僚らが靖国神社を参拝したことに対して、以下の理由で強く抗議いたします。

1. 抗議の対象とする事実

岸田首相は、2022年8月15日、靖国神社に代理人を通じて玉串料を奉納しました。また、8月13日には西村康稔経済産業相が、8月15日には高市早苗経済安全保障担当相、秋葉賢也復興相の3閣僚が靖国神社を参拝しました。首相の玉串料奉納は第二次安倍政権発足以来10年連続、8月15日の閣僚の靖国参拝は3年連続です。

2. 政教分離原則に違反すること

かつて日本は、神格化された天皇を頂点として、皇室神道の下に神社神道を再編し、国教としての国家神道を形成しました。政府は国民に対し教育勅語や神社参拝等を通して国家神道及び天皇への礼拝を強要しました。神社参拝は国民、及び日本が植民地とした国々の人々に対しても義務とされました。拒否すれば不敬とみなされ、社会からの排除を始め、逮捕、投獄の末、獄死させられる者もいました。こうして根強く浸透した国家神道は、国家総動員の戦争を支える精神的支柱となり、日本は軍国主義へ突き進み、アジア地域の侵略とそこに住む人々への神社参拝強要がなされる中で国内外の多くの尊い命が犠牲となりました。日本が過去に犯したこのような過ちを繰り返さぬよう、日本国憲法第20条は、国家が宗教行為をすることや、特定の宗教団体に特権を与えることを禁じた政教分離を定めています。

今回の3閣僚の参拝はもちろん、代理人を通じて自民党総裁としてなされた岸田首相の靖国神社への玉串料奉納も、いずれも私人としての宗教行為とは言えず、公的な宗教的行為です。たとえば、高市氏は参拝後、記者団に「国策に殉じられた方々に感謝の誠をささげた」と述べ、「国務大臣 高市早苗」と記帳したと説明しました。軍国主義の精神的支柱となった国家神道の中心的施設である靖国神社に、閣僚などの政治指導者がその肩書を記載しつつ参拝することは、私人としての宗教的行為とは異なる意味を持ちます。これらは国の宗教活動にあたり、靖国神社を公人として援助・助長しており、結果として、これらの行為は靖国神社という特定の宗教に特権を与えています。したがって、本抗議声明の1.に記載の事実は、「国及びその機関は、宗教教育その他のいかなる宗教的活動もしてはならない」という憲法第20条3項に明確に違反しており、憲法第99条の憲法尊重擁護義務を無視した行動と言わざるを得ません。

3. 私たちの信仰の自由を侵害していること

キリスト者である私たちは、父・子・聖霊の三位一体なる神が、この世界を造られ、今もそれを治め、保ち、導いておられるという信仰に立っています。この世の権力はすべて神の定めの下にあり、この神を超えることはありません。私たちは、神のみを礼拝します。

かつて戦前戦中、キリスト教が弾圧されたのは、国家が人間に過ぎない天皇を神とし、子なる神である主イエス・キリストを天皇と対立すると見たからでした。そして当時、私たちは国家が推進した天皇への礼拝に屈服し、主イエス・キリストと並べて天皇や神社を拝むという偶像礼拝の罪を犯したのです。

現在、私たち日本同盟基督教団は、戦後 50 年を経過する頃より、公式の宣言文などにおいて、その罪を認め、悔い改めを表明しています（1991 年「日本同盟基督教団宣教 100 周年記念宣言」、1996 年「日本同盟基督教団宣教 105 周年記念大会 横浜宣言」等）。

本来、「信教の自由」をはじめとする基本的人権は人間の尊厳に関わるものであり、絶対に侵されるべきではありません。しかし、国の機関である首相や国民の代表である多くの国会議員が一宗教団体に過ぎない靖国神社を参拝することは、特定の宗教団体に国が特権を与えることであり、「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない」という憲法第 20 条 1 項に違反します。それは、戦前戦中の轍を踏み、国家による宗教上の強要を生む可能性を孕んでおり、私たちの信仰の自由への侵害であると言わざるを得ません。

4. 軍国主義が復活するおそれがあること

靖国神社の目的は、国家のために死んだとされる戦死者の「慰霊と顕彰」にありますから、首相や 3 閣僚らは、靖国神社に合祀されている A 級戦犯を含む戦死者を「慰霊」「顕彰」するのと同様の行為を行ったこととなります。これは岸田政権を含めて歴代内閣が受け継いでいるはずの「村山談話」に表明されている歴史認識を無視した不誠実なものと言わざるを得ません。それは、岸田首相による 8 月 15 日の全国戦没者追悼式における式辞が、昨年の菅前首相や一昨年安倍元首相のものと概ね変わらない内容であったことからもうかがえます。1993 年以降、式辞で歴代首相はアジア諸国への加害責任を自覚し、「深い反省」、「哀悼の意」、「不戦の誓い」などを述べてきましたが、2013 年の第 2 次安倍内閣からそれらの文言が消えてしまい、今年も触れられることはありませんでした。

また、岸田首相は、先の参院選後、「改憲勢力」が国会発議に必要な 3 分の 2 を参院で維持した結果を受けて、「自民党が提案するたたき台素案は、現代的な喫緊の課題」、「できる限り早く発議にいたる取り組みを進める」と述べています。岸田首相が「自民党が提案するたたき台素案」と述べる「改憲 4 項目」には、自衛隊を憲法に明記することが含まれます。その自衛隊は、2016 年 3 月 29 日に施行されたいわゆる平和安全法制によって、集団的自衛権の行使が容認されています。それは、自衛隊が海外で集団的自衛権と称する武力行使をし、軍隊として戦争に参加する可能性を含みます。仮に自衛隊員が戦死した場合、日本政府が靖国神社に祀るという道を開きかねず、再びかつての軍国主義を招来しかねないのではないかと危惧します。

以上の理由から、今回の 8 月 15 日の首相の玉串料奉納、また、13 日と 15 日の閣僚らによる靖国神社参拝に対し、強く抗議いたします。